

各 位

更生会社株式会社武富士
管財人 小 畑 英 一

会社更生手続に関する Q & A

弊社は平成 22 年 10 月 31 日付にて東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けました。
一般的に想定されるご質問について F A Q を作成いたしましたので、「更生手続等に関するご質問」をご確認ください。

また、引き続きお電話でのお問い合わせも受け付けておりますので、本社コールセンターまでお問合せください。

お問い合わせ先

本社コールセンター **0 1 2 0 - 9 3 8 - 6 8 5**

0 1 2 0 - 3 9 0 - 3 0 2

(受付時間 月～金 (祝日除く) 午前 8 : 30～午後 7 : 00)

1 更生手続に関する一般的なご質問

Q1 今後の手続はどうなるか。

A 別途開示しております開始決定書のとおり、平成23年2月28日必着で、債権者の皆様から債権の届出を受け付けいたします（債権届出期間）。

債権届出を希望される方は、本社コールセンターまで連絡をお願いいたします。本社コールセンターにて、送付先の確認をさせていただいて、順次、債権届出用紙を送付させていただきます。届出期限がありますので、できるだけ早くご連絡をお願いいたします。

皆様からの債権届出に対し、管財人は、債権の認否を行って弊社の債務を確定し、また弊社の全資産を改めて評価し直して、弊社の資産・負債（更生手続開始決定日現在）を確定いたします。

資産・負債を確定した後、債権者の皆様にどのような弁済ができるかを検討し、更生計画案を作成いたします（更生計画案の提出期限は、平成23年7月15日です）。

更生計画案が裁判所に提出されますと、裁判所の付議決定を経て、更生計画案の決議が行われます。債権者の皆様から法定多数の同意が得られた場合には、更生計画案が可決され、更生計画の認可決定により債権者の皆様への弁済内容・弁済方法が決定します。

現在、まだ、どのような更生計画になるか見通しを立てられる状況ではありませんので、その点ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<更生手続のスケジュール（要約：開始決定書参照）>

更生手続開始決定・・・・・・・・平成22年10月31日

債権届出期間・・・・・・・・平成23年2月28日

認否書提出期限・・・・・・・・平成23年4月28日

更生計画案の提出期限・・・・平成23年7月15日

更生計画案の投票・・・・更生計画案の提出期限から概ね2～3ヶ月

更生計画案の認可決定・・・・可決後、速やかに

Q2 債権の弁済はいつ受けられるのか。また、予定の時期はいつか。

A 申し訳ございませんが、上記Q1のAのとおり、債権者の皆様への弁済内容・弁済方法は、すべて更生計画案によって定められることとなります。

更生計画案の提出（平成23年7月15日予定）の後、改めてその後の手続についてご案内申し上げますので、それまでお待ちくださいますようお願い申し上げます。

2 弊社と取引のあるお客様に関するご質問

Q1 更生手続開始決定により借入金はどうなるのか。

A 管財人がお客様の借入金について利息制限法所定の利率による引き直し計算を実施いたします。この引き直し計算によって、残元金が減少したり、過払金が発生したりする可能性がありますので、まずは弊社ATMか本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）でご確認ください。

Q2 更生手続開始決定により今後の返済義務はなくなるのか。

A 管財人の実施した利息制限法所定の利率による引き直し計算の結果、残元金があると判断されたお客様については、弊社の会社更生手続開始決定により、返済義務がなくなることはありませんので、引き直し計算の結果に基づいて従来どおりにご返済をお願いいたします。計算後の残元金は、弊社ATMでの表示もしくは本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）でご案内させていただいております。弊社ATMで表示されていない場合には、本社コールセンターにお問い合わせください。

Q3 過払金が発生しているかどうかはどのようにしたら分かるのか。

A 本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）までお問い合わせいただければ、ご案内させていただきます。なお、弊社ATMで発行されたお取引明細書に「過払い金発生・ご返済不要です。0120-938-685までご連絡下さい。」と記載がある場合には、過払金が発生しています。また、提携ATM（各コンビニのATM等）で発行されたお取引明細書にお取り扱いができない旨の記載がある場合にも、過払金が発生している可能性があります。お取引明細書にこのような記載がある場合には、本社コールセンターまでお問い合わせください。

Q4 過払金は更生手続の中でどのように取り扱われるのか。

A 更生手続において債権の届出を行っていただく必要があります。

既に弊社に対して過払金返還請求をされている方には、更生債権届出書等の書類をご送付させていただきますので、内容をご確認の上、債権届出の手続をお取りください。

これまで弊社に過払金返還請求をされていない方に対しましても、送付を希望する旨の連絡を本社コールセンターにいただければ、順次お送りいたしますので、ご連絡をお願いします。

Q5 過払金は今からでも全額弁済してもらえるのか。

A 更生手続開始決定により、過払金を含む一切の更生債権の弁済は禁止されております。

Q4のAのとおり、債権の届出を行っていただき、債権認否等の手続により債権が確定したのち、管財人が提出する更生計画案において、弁済の時期および金額（弁済率）などをお示しすることとなります。

届出債権総額がいくらになるかが、弁済率に影響を与えることにもなりますので、更生計画案の内容は現段階では全く未定です。

Q6 判決・和解で確定している過払金は全額弁済してもらえるのか。

A 判決や和解により確定している過払金につきましても、更生手続の開始決定により弁済することは禁止されておりますのでご了承下さい。また、過払金についての判決や和解がされていても、改めて債権の届出を行っていただかない限り、弁済を受けることができなくなりますので、Q4のAのとおり債権の届出を行ってください。

3 お客様の返済に関するご質問

Q1 ATMで入金できないが、故障しているのか。

A ATMは、今後ご利用いただけます。

ATMで入金ができなくなったお客様は、管財人が実施した利息制限法所定の利率による引き直し計算の結果、過払金が発生していると判断された可能性があります。

以下の方法でご確認下さい。

【弊社ATMの場合】

ATMで発行されたお取引明細書に「過払金発生・ご返済不要です。0120-938-685までご連絡下さい。」と記載がある場合は、過払金が発生しております。

過払金の状況や債権届出のご案内については、本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）までお問い合わせ下さい。

【提携ATM（各コンビニのATM等）の場合】

ATMで発行されたお取引明細書にお取り扱いができない旨の記載がある場合は、過払金が発生している可能性があります。

その他の原因による場合もございますので、本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）までお問い合わせ下さい。

Q2 借入金の残高が少なくなったのはなぜか。

A 管財人が実施した利息制限法所定の利率による引き直し計算により残高が減少したためです。

ご不明の点がございましたら、本社コールセンターまでお問い合わせいただくようお願いいたします。

4 債権届出に関するご質問

Q1 債権届出書が届かないのですが、どのような人に送られているのですか。

A 過払金に関する債権者の方については、現在、弊社に対して過払金の請求をされている方（現在、弁護士又は司法書士が介入されている方、および書面にて過払金の請求をされている方のうち、過払金が発生していると判断された方、または本社コールセンターに債権届出書の送付を希望する連絡をされた方）に順次お送りしています。

これまで過払金の請求をされていない方については、本社コールセンターに債権届出書の送付先を連絡していただく必要があります。

債権届出書が届かない方は、お客様に過払金が発生していないか、郵便物が未着になっている可能性等もありますので、本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）までお問い合わせください。

Q2 債権届出書が届いたが、どうすればよいのか。

A 債権届出書を届出期限である平成23年2月28日までにお届けください（同日必着）。

届出の方法や注意点等は同封の記載例等をご参照ください。ご不明の点がございましたら本社コールセンターにお問い合わせ下さい。

Q3 債権届出書は送付された債権届出書以外の用紙を使用して提出してもよいのか。

A 必ず、送付した債権届出用紙をご使用ください。

過払金に関する債権者の皆様については、お客様が複雑な引き直し計算をすることなく債権届出をすることができるように、過去の取引履歴を基に管財人が利息制限法所定の利率に基づく引き直し計算を行った結果を、債権届出書にあらかじめ印刷してお送りしております。そのため、債権届出書はお客様毎にバーコードにより管理していますので、必ず、送付した債権届出用紙により債権届出していただくようお願いいたします。

Q4 債権届出書の債権額欄に金額が記載されているが、これはどういう意味か。

A 管財人による利息制限法所定の利率による引き直し計算の結果、算定された過払金額を印字しております。管財人の判断にご理解をいただける場合には、そのままご提出下さい。

印字された金額と異なる金額により債権届出をされる場合には、債権額欄の下の欄のチェックボックスにチェックを入れて債権額を記入し、債権の内容および原因欄も具体的に記載して届け出て下さい。ただし、この場合、管財人としては印字された金額を超える部分については債権として認めない基本方針ですのでご了承下さい。なお、「更生債権の確定までの流れ」もご確認下さい。

Q5 債権届出書の債権額欄に「***円」と記載されているが、どういう意味か。**

A 管財人による引き直し計算の結果、過払金が存在しないと判断された方（弊社と和解が成立している方や時効により消滅している方も含みます。）については、債権額欄に金額を印字せず、「*****円」と記載した青色の債権届出書を発送しています。

管財人の判断にご理解をいただける場合には、債権届出書の提出は必要ありません。債権届出をされる場合には、債権額欄の下の欄のチェックボックスにチェックを入れて債権額を記入し、債権の内容および原因欄も具体的に記載して届け出て下さい。ただし、管財人としては、債権として認めない基本方針ですのでご了承下さい。なお、「更生債権の確定までの流れ」もご確認下さい。

Q6 債権の届出をしないとどうなるのか。

A 債権の届出がないと失権することになり、議決権の行使や更生計画で定められた割合による弁済を受ける権利を失うこととなります。届出をされる場合には、債権届出期限である平成23年2月28日必着でお届けください。また、期間内に届出書を提出いただいても、書類の不備等により、結果的に債権の届出が期間内に間に合わない可能性があります。早期にお届けいただければ、不備等を追完するための対応も可能となりますので、できるだけお早めに届出をお願いします。

Q7 債権届出書に押印する印鑑はどのような印鑑が必要なのか。

A 実印による必要はなく、「認め印」で結構です（法人の場合は、必ず「会社代表印」を押印してください）。なお、今後の弁済等の手続において、届出印を再度必要とする場合があります。どの印鑑を押印したかが後々でもわかるよう、印鑑を押印した債権届出書は、必ずコピーを取られてお手元に残しておいていただきますようお願いいたします。

Q8 債権届出書に添付する資格証明書（法人の場合）は、コピーでもよいのか。

A 原本を添付していただきますようお願いいたします。なお、資格証明書は届出書作成日から遡って3ヶ月以内に取得されたものをご提出ください。

Q9 自分が届け出た債権について、管財人の認否の結果を知るにはどのようにすればよいか。

A 管財人が認否書を作成し、東京地方裁判所に提出します。
届出をした債権者の方々のうち、債権が認められなかった方には「認否結果通知書」を発送します。
具体的は時期については未定ですが、平成23年4月下旬以降になる予定です。

5 株主様に関するご質問

Q1 株主は届出の必要はないのか。

A お届けいただく必要はありません。

Q2 未受領の配当金があるが、支払ってもらえるのか。

A 更生債権としてお届けいただく必要があります。ただし、弊社の定款第39条により、「配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。」と規定されており、支払開始の日から満3年を経過したものにつきましては、更生債権として届出いただいたとしても、お支払することができません。

Q3 今後株主総会を開催するのか。

A 現時点で株主総会を開催する予定はありません。
なお、弊社は、債務超過状態にあるため、誠に遺憾ながら、株主の方々につきましては会社更生手続において議決権が認められないこととなります。今後、会社更生手続に関する連絡はされない取扱いとなりますので、その点につき予めご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、弊社から株主の皆様への情報はホームページ上で随時提供してまいります。

Q4 保有している株式は取引所で売買できるのか。

A 弊社株式については、平成 22 年 10 月 29 日をもって東京証券取引所への上場が廃止されております。

Q5 更生計画で減資となる予定なのか。

A 現時点では、減資を行うかどうかも含めてどのような更生計画案を策定するかは決まっておりません。なお、近時の会社更生の事案ではほぼ例外なく 100%減資となっているものと認識しております。

6 社債権者様に関するご質問

Q1 株式会社武富士第 8 回無担保社債（以下、「国内債」といいます）の社債権者として債権届出を行いたいのだが、どうすればよいか。個別に通知書や債権届出書を送ってもらえるのか。

A 国内債については、株式会社証券保管振替機構の一般債振替制度を利用して発行しているため、弊社では現在の社債権者を把握しておりません。そのため、株式会社証券保管振替機構および一般債振替制度口座管理機関を通じて、社債権者の皆様からご連絡先等の情報を弊社宛に提供いただけるようお願いをしております。社債権者の皆さまからご連絡先等を頂戴した後、お知らせいただきましたご連絡先宛に債権届出書や通知書をお送りいたします。

なお、弊社から社債権者の皆様への情報は、ホームページ上で随時提供してまいります。

Q2 国内債の債権届出については、各社債権者が自ら届け出なければならないのか。

A 国内債については、社債管理会社が設置されておりませんので、各社債権者様の皆様において、個別に届出をしていただく必要がございます。

Q3 国内債に係る届出書を送付すれば、当然に債権届出については認められるか。

A 国内債については、一般債振替制度の制度上、債権届出をいただいた皆様が届出書記載通りの社債を現に保有しているかどうかを弊社として把握することができません。そのため、債権届出書とは別に、社債権者様の当該社債に係る口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「振替法」といいます）277 条の規定による証明書（以下、「277 条証明書」といいます）を弊社宛にお送りいただく必要がございます。国内債についての弊

社の認否方針等の詳細については、追って、ご連絡させていただく予定ですので、まずは債権届出書のご提出をお願いいたします。

Q 4 既に届け出られた国内債を取得したが、何らかの手続が必要か。

A 振替法上の振替手続とは別に、当該社債を取得された方において、届出名義の変更手続をしていただく必要がございます。また、これに加えて、277条証明書等の必要書類をご提出いただく必要もございますが、これらにつきましては、追って、ご連絡させていただく予定ですので、まずは変更手続をお願いいたします。

Q 5 「Takefuji Corporation ¥10,075,000,000 10percent. Bonds due 2011」(以下、「ユーロ債」といいます)について債権届出を行いたいのだが、債権届出はどうすればよいか。

A ユーロ債については、ユーロ債の受託者(Trustee)が全社債権者のために債権届出を行う権限を有しておりますので、個別の届出はお受けいたしません。

Q 6 「Takefuji Corporation 9.20% Senior Unsecured Notes due April 15, 2011」(以下、「グローバル債」といいます)について債権届出を行いたいのだが、債権届出はどうすればよいか。

A グローバル債については、グローバル債の受託者(Trustee)又は登録社債権者である Depository Trust Company が全社債権者のために債権届出を行う権限を有しておりますので、個別の届出はお受けしていません。

7 訴訟および強制執行に関するご質問

Q 1 武富士に対する過払金返還請求訴訟は今後どうなるのか。

A 会社更生手続開始決定により、中断いたしました。
今後、原告より債権届出が行われ、債権調査を経ても債権が確定せず、原告より受継の申立てが行われた場合、訴訟が再開いたします。

Q 2 武富士に対する強制執行はどうなるのか。

A 会社更生手続開始決定により、弊社の財産に対する新たな強制執行は禁止されています。また、既になされていた強制執行手続は中止(凍結)されます。

Q3 武富士から貸金返還請求訴訟を提起されているが、今後どうなるのか。

A 会社更生手続開始決定により、訴訟は中断いたしました。

今後、管財人が中断した訴訟について順次受継の申立てをする予定です。受継の申立てが行われると、訴訟が再開いたします。

Q4 武富士から強制執行を受けているが、今後どうなるのか。

A 弊社からの強制執行手続は、中止となりませんので、手続が停止することはありません。

【更生債権の確定までの流れ】

